

# 公益的法人等から職務に復帰した職員等の 退職手当の特例に関する条例

(平成14年 2月28日 組合条例第1号)

改正 平成18年 3月28日 組合条例第2号  
〔山形市町村職員退職手当支給条例等の  
一部を改正する条例附則15条による改正〕

平成20年 8月1日 組合条例第3号

平成25年 2月28日 組合条例第1号  
〔山形市町村職員退職手当支給条例等の  
一部を改正する条例附則8条による改正〕

(趣 旨)

**第1条** この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第9条及び第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等から職務に復帰した職員等の山形市町村職員退職手当支給条例(昭和37年組合条例第3号。以下「退職手当条例」という。)の適用について特例を定めるものとする。

(職務に復帰した職員等に関する特例)

**第2条** 法第2条第1項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)後職務に復帰した職員が退職した場合(職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における退職手当条例の規定の適用については、職員派遣を受ける団体(以下「派遣先団体」という。)の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第7条第2項、第8条第1項及び第11条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第7条第2項、第8条第2項及び第11条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する退職手当条例第11条の4第1項及び第12条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第11条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法(昭和40年法律第33号)第30条第1項に規定する退職手当等(同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

(採用された職員に関する特例)

**第3条** 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、法第10条第1項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第7条第2項、第8条第1項及び第11条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第7条第2項、第8条第2項及び第11条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

**第 4 条** 職員が、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き法第10条第1項の規定により職員として採用された者の退職手当条例第12条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間（以下「特定法人在職期間」という。）については、退職手当条例第12条（第5項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 法第10条第1項の規定により退職し、引き続き特定法人役職員となった場合においては、組合長が規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

（実施規定）

**第 5 条** この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条から第6条まで及び次項の規定は、同年3月31日から施行する。

（退職派遣者の採用等に関する規定の適用）

2 第3条から第5条までの規定は、平成14年3月31日以後に法第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

**附 則** （平成18年 組合条例第2号抄）

（施行期日）

**第 1 条** この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

**附 則** （平成20年 組合条例第3号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則** （平成25年 組合条例第1号）

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に退職した職員に係る退職手当の支給及び特別負担金については、なお従前の例による。